

IV 健康福祉課

健康福祉課は、自立生活が難しい方々への指定医療機関の指定・監督、補助金交付、各種養成施設の指定・監督などを中心に、誰もが健やかな人生を送るための業務を行っています。

1 都道府県の区域を越えて活動する中小企業等協同組合の設立認可、定款変更認可等の指導監督業務

(1) 概要

中小企業等協同組合とは、中小企業者が、公正な経済活動の確保及び経済的地位の向上を図ることを目的として、相互扶助の精神に基づき共同して事業を行う組織をいいます。

事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合の種類があります。

事業協同組合等の設立及び定款変更等の認可については、中小企業等協同組合法第111条第1項第1号の規定により、地区が都道府県の区域を越えるものにあつては、その組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣の権限となっています。

中小企業等協同組合法施行令第34条第1項第2号の規定により、組合員の資格として定款に定められる事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く）について、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生（支）局長に、権限が委任されています。

(2) 根拠法令等

- | | |
|---------------|----------------------|
| ① 設立の認可 | 中小企業等協同組合法第27条の2第1項 |
| ② 定款変更の認可 | 中小企業等協同組合法第51条第2項 |
| ③ 解散の届出の受理 | 中小企業等協同組合法第62条第2項 |
| ④ 合併の認可 | 中小企業等協同組合法第66条第2項 |
| ⑤ 決算関係書類の受理 | 中小企業等協同組合法第105条の2第1項 |
| ⑥ 役員の変更の届出の受理 | 中小企業等協同組合法第35条の2 |

(3) 実績（平成22年度～平成26年度）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
設立認可（件）	0	0	0	0	0
定款変更認可（件）	13	5	7	4	6
解散の届出の受理（件）	0	0	0	1	0
決算関係書類の受理（組合）	21	17	18	21	19
役員変更届の受理（件）	10	4	6	7	8

(4) 管轄する中小企業等協同組合数（平成27年3月31日現在）

21組合（参考資料4(1)参照）

なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）の施行に伴い、本業務については、平成27年4月1日より都道府県に権限が移譲され、都道府県が行うこととなります。

2 改正感染症法の施行に伴う病原体等の管理

(1) 概要

近年の海外における感染症の発生の状況等を踏まえ、生物テロによる感染症の発生及び蔓延を防止する対策を含めた総合的な感染症予防対策を推進するため、平成18年12月、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が改正されました。

これにより、病原体・毒素のうち特定のものが生命・健康に対する影響に応じて、一種から四種に分類され、病原体等の所持等を規制する制度が創設されました。

なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第32条の規定により、次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています（平成19年6月より施行）。

(2) 根拠法令等

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| ① 指定医療機関への報告の請求・検査 | 感染症法第43条第1項 |
| ② 三種病原体等の所持・変更の届出受理 | 感染症法第56条の16 |
| ③ 三種病原体等の輸入の届出受理 | 感染症法第56条の17 |
| ④ 三種、四種病原体等の所持者（輸入者）からの報告徴収 | 感染症法第56条の30 |
| ⑤ 三種、四種病原体等所持施設への立入検査 | 感染症法第56条の31第1項 |
| ⑥ 三種、四種病原体等の所持施設への改善命令 | 感染症法第56条の32 |
| ⑦ 三種、四種病原体等の所持者への災害時の措置命令 | 感染症法第56条の37 |

(3) 実績（平成22年度～平成26年度）

（単位：件）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
三種病原体等所持届出書の受理	0	0	0	1	0
三種病原体等所持届出変更届出書の受理	3	3	3	10	6
三種病原体等輸入届出書の受理	0	0	0	0	0
立入検査（定期検査）	3	1	1	4	5
立入検査（特別検査）	0	0	0	0	0

(4) 三種病原体等所持施設数（平成27年3月31日現在）

8施設

3 生活衛生同業組合の振興計画の認定業務

(1) 概要

生活衛生同業組合とは、生活衛生関係事業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るため、政令で定められている業種(18業種)毎に組織されたものであり、設立に関しては厚生労働大臣の認可を受けなければなりません。

各生活衛生同業組合は、組合員である生活衛生関係事業者の営業の振興を図るための振興計画を作成し、地方厚生局長の認定を受けることができます。この計画は、厚生労働省が業種を指定して定める振興指針に適合し、かつ政令で定める一定の基準に適合しなければなりません。

この認定を受けることによって、株式会社日本政策金融公庫(生活衛生融資)から、振興計画に基づく施設設備整備及び振興計画を実施するための運転資金の融資が受けられるとともに、租税特別措置法の定めるところによって、振興事業に基づいて整備する共同施設については、減価償却の特例が認められます。

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第30条の規定により次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。

【減価償却の特例の内容】

租税特別措置法第44条の5の規定に基づき、協同施設の取得年度において、当該共同施設の取得価額の8%の特別償却が認められます。

(2) 根拠法令等

- | | |
|----------------------------|---|
| ① 生活衛生同業組合の振興計画の認定及び取消 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3第1項、第3項及び同法施行令第6条第2項 |
| ② 生活衛生同業組合の振興計画の変更認定 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令第6条第1項 |
| ③ 生活衛生同業組合の振興計画の実施状況報告書の受理 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3第4項 |

(3) 実績(平成22年度～平成26年度)

(単位:組合)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
振興計画の変更認定数	5	19	2	0	41

(4) 管内の振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合数(平成27年3月31日現在)

67組合(参考資料4(2)参照)

なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第4次一括法)の施行に伴い、本業務については、平成27年4月1日より都道府県に権限が移譲され、都道府県が行うこととなります。

4 児童扶養手当の支給事務に関する都道府県及び市町村の指導（技術的助言）に関する業務

（1）目的

児童扶養手当とは、母子家庭の生活の安定と自立を促進するため設けられた制度であり、児童扶養手当法に基づき、都道府県及び市区町村が支給事務を行っています。

東北厚生局では、都道府県及び市町村に対し、その児童扶養手当支給事務に関する指導（技術的助言）を行うことにより、児童扶養手当制度の円滑な実施を図ることを目的としています。

（2）根拠法令等

- ① 地方自治法第245条の4（技術的助言）
- ② 児童扶養手当支給事務指導監査実施要綱
- ③ 児童扶養手当支給事務指導監査実施方針（地方厚生局）

【主な指導内容】

1. 都道府県及び市の児童扶養手当支給事務の実施体制
2. 都道府県本庁から管内市区町村への指導の状況
3. 指定都市本庁から管内行政区への指導の状況
4. 都道府県及び市の児童扶養手当支給事務の事務処理状況
5. 前回指導監査の指摘事項に対する是正改善状況

（3）実績

平成26年度は下記の自治体に対し指導調査を行い、必要な技術的助言を行いました。

- | | |
|-----|------------------|
| 6月 | 角田市、白石市、山形県、新庄市 |
| 7月 | 平川市、黒石市 |
| 9月 | 仙北市、横手市、二戸市、八幡平市 |
| 10月 | 会津若松市、喜多方市 |

5 県等が設置する保護施設の指導監査関係及び県等が行う生活保護法による保護施設の指導監査に対する技術的助言

(1) 概要

保護施設とは、生活保護法第38条に定められた施設であり、例えば、身体上又は精神上著しい障害があるため、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うこと等を目的とした施設（救護施設）等の総称です。

これら保護施設は、社会福祉法人等が都道府県の認可を受けて設置する場合や、自治体自ら設置する場合があります。

このうち、社会福祉法人等が設置する保護施設については、事業を認可した都道府県が指導監査を行っていますが、自治体自らが設置した保護施設について、地方厚生局が指導監査を行っています。

当局では、都道府県、指定都市又は中核市（以下「県等」という。）が設置した保護施設の適正な施設運営の確保に資することを目的として、関係法令、通知に照らして施設運営が適正に行われているかを確認し、併せて運営全般について指導を行っています。

また、県等が実施する社会福祉法人等が設置する保護施設に対する指導監査について技術的助言を行っています。

主な指導内容は以下のとおりです。

(対施設)

1. 施設の運営状況
2. 入所者処遇関係等

(対県等)

1. 県等の指導監督体制
2. 監査の実施状況
3. 保護施設入所者等の状況
4. 指導監査実施要領の策定状況等
5. 施設の問題点の把握及び継続指導の状況等

(2) 根拠法令等

- ① 生活保護法第23条
- ② 地方自治法第245条の4

(3) 実績（平成22年度～平成26年度）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
保護施設に対する指導監査(施設)	1	0	0	1	0
県等に対する技術的助言(件)	0	0	0	0	0

(4) 対象となる保護施設数（平成27年3月31日現在）

3施設（参考資料4(3)参照）

(5) 対象となる県等数

5県4市

6 都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合の設立認可、定款変更認可等の指導監督業務

(1) 概要

消費生活協同組合は、「国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期する」ことを目的として、消費生活協同組合法に基づき組織・運営されるものです。一定の地域又は職域による人と人との結合によること、組合員の生活の文化的経済的改善向上をめざすこと、非営利であること等が原則とされています。また、行う事業の種類は、供給（共同購入、店舗供給等）、利用（病院、食堂等）、共済（生命、火災、自賠責等）等に限定されています。

消費生活協同組合等の設立及び定款変更等の認可については、消費生活協同組合法第97条の規定により、地区が都道府県の区域を越えるものについては厚生労働大臣、越えないものについては都道府県知事の権限となっています。

消費生活協同組合法施行規則第255条の規定により、厚生労働大臣の権限に属するものうち、1 地方厚生局の管轄区域のものについて、地方厚生（支）局長に次の業務の権限が委任されています。

(2) 根拠法令等

- | | |
|-------------|---------------------------|
| ① 設立認可 | 消費生活協同組合法第58条 |
| ② 定款変更の認可 | 消費生活協同組合法第40条第4項 |
| ③ 解散の認可又は届出 | 消費生活協同組合法第62条第2項又は第64条第2項 |
| ④ 合併の認可 | 消費生活協同組合法第69条 |
| ⑤ 決算関係書類の受理 | 消費生活協同組合法第92条の2第1項 |
| ⑥ 員外利用許可 | 消費生活協同組合法第12条第4項第2号及び第3号 |

(3) 実績（平成22年度～平成26年度）

（単位：件）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成26年度
定款変更認可	1	2	0	5	4
事業報告書の受理	3	3	3	3	3
その他届出の受理	7	2	3	2	2

(4) 管轄する消費生活協同組合（連合会）数（平成27年3月31日現在）

3 組合（参考資料4(4)参照）

なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）の施行に伴い、本業務については、平成27年4月1日より都道府県に権限が移譲され、都道府県が行うこととなります。

7 都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合に対する調査指導

(1) 概要

東北厚生局が所管する消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会の業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的として、組合の業務又は会計の状況について、法令、定款又は規約の遵守状況を確認し、是正又は改善を要すると認められる事項について指導を行います。

主に組織・管理に関すること、財務会計に関すること、組合事業に関することについて指導しています。

(2) 根拠法令等

- ① 消費生活協同組合法第94条
- ② 消費生活協同組合検査要領

(3) 実績（平成22年度～平成26年度）

（単位：件）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
消費生活協同組合 に対する調査指導	1	0	1	0	0

(4) 対象とする消費生活協同組合（連合会）数（平成27年3月31日現在）

3組合（参考資料4(4)参照）

なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）の施行に伴い、本業務については、平成27年4月1日より都道府県に権限が移譲され、都道府県が行うこととなります。

8 民生委員・児童委員の委・解嘱及び表彰業務

(1) 概要

民生委員は、都道府県知事（指定都市、中核市の長を含む）の推薦によって厚生労働大臣がこれを委嘱し、福祉事務所等関係行政機関に対する協力事務等を行っている民間の奉仕者です。住民の福祉の増進に努めることを任務とし、要保護者の保護指導、地域住民の生活状況の把握、福祉施設の業務への協力などを行っています。

児童委員は、児童福祉法第16条第2項の規定により民生委員をもって充てられています。児童及び妊産婦の福祉の増進に努めることを任務とし、児童および妊産婦の保護・保健などに関する援助・指導を行い、児童福祉司や社会福祉主事の職務への協力などを行っています。

また、主任児童委員は、児童委員のうちから厚生労働大臣によって指名され、児童委員の職務について関係機関と児童委員との連絡調整並びに児童委員の活動に対する援助及び協力を行っています。

地方厚生局では、民生委員・児童委員の委嘱及び解嘱、主任児童委員の指名並びに表彰に関する業務を行っています。

(2) 根拠法令等

- ① 民生委員・児童委員の委嘱、主任児童委員の指名、主任児童委員の指名の解除
民生委員法第5条第1項、児童福祉法第16条第2項及び第3項、主任児童委員設置運営要綱
- ② 民生委員・児童委員の解嘱
民生委員法第11条
- ③ 感謝状
民生委員・児童委員に対する感謝状の授与について
- ④ 厚生労働大臣表彰
民生委員及び児童委員表彰規則
- ⑤ 厚生労働大臣特別表彰
民生委員・児童委員に対する特別表彰実施要綱

(3) 実績（平成22年度～平成26年度）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
民生委員・児童委員の委嘱（名）	22,630	451	463	20,507	435
民生委員・児童委員の解嘱（名）	215	470	457	272	334
主任児童委員の指名（名）	2,099	2	0	2,069	43
主任児童委員の指名の解除（名）	2	1	2	23	41
感謝状の授与（名）	4,976	161	189	5,074	125
厚生労働大臣表彰（名）	26	28	30	33	31
（団体）	5	4	5	5	4
厚生労働大臣特別表彰（名）	579	10	21	611	13

表彰には、功績が特に顕著であった方に対する厚生労働大臣表彰、毎年基準日までに25年以上の経歴があり辞職された方等に対する厚生労働大臣特別表彰（定時）、20年以上の在職期間があ

り死亡された方に対する厚生労働大臣特別表彰（随時）があります。また、在職期間6年以上で辞職された方には感謝状が授与されます。

(4) 民生委員・児童委員委嘱者数（平成27年3月31日現在）

都道府県名	委嘱数（単位：名）	
		うち主任児童委員
青森県	2,706	223
岩手県	3,123	297
宮城県	2,920	234
秋田県	2,650	243
山形県	2,862	271
福島県	3,470	332
仙台市	1,517	120
青森市	623	62
盛岡市	569	56
秋田市	699	74
郡山市	614	67
いわき市	663	70
合計	22,416	2,049

9 特別弔慰金国庫債券等の特別買上償還の証明書交付業務

(1) 概要

特別弔慰金及び特別給付金は、戦没者等の遺族等に対し国として弔意を表すもので、記名国債をもって支給されます。支給を受けた方のうち、生活保護を受けている場合若しくは保護を要する状態に陥る恐れがあると福祉事務所長が認める場合、又は支給を受けた方の相続財産を管理する者で相続債権者及び受遺者への弁済のために必要な場合については、支払期日前に、全ての賦札について一定の利率で割り引かれた金額で特別買上償還を受けることができます。

(2) 根拠法令等

- ① 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第5条第2項
- ② 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第4条第2項
- ③ 第8回特別弔慰金国庫債券の特別買上償還に関する要領を定める件
- ④ 第22回特別給付金国庫債券の特別買上償還に関する要領を定める件
- ⑤ 第23回特別給付金国庫債券の特別買上償還に関する要領を定める件 等

(3) 実績（平成22年度～平成26年度）

（単位：件）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
買い上げを必要とする旨の証明書の交付	48	19	7	2	15

なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）の施行に伴い、本業務については、平成27年4月1日より都道府県に権限が移譲され、都道府県が行うこととなります。

10 精神保健指定医の指定等業務

(1) 概要

精神保健指定医は、①定められた職務経験年数を満たす、②厚生労働省令で定められた研修の課程を修了している、③その職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる等の条件を満たす者の中から、厚生労働大臣が指定します。また、精神障害者を入院させている精神科病院には、指定医を置くことが義務付けられています。

精神保健指定医の職務は、任意入院者の退院制限時の診察、措置入院者の措置症状消失の判定、医療保護入院時の判定等です。また、指定医となった後は、5年ごとに指定更新のための研修を受講することが義務付けられています。新規申請及び更新時に受講を義務付けられている研修会は、厚生労働大臣の指名した社団法人日本精神科病院協会、社団法人全国自治体病院協議会、一般社団法人日本総合病院精神医学会によって行われます。

(2) 根拠法令等

- ① 精神保健指定医の指定 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条
- ② 更新研修受講、受講延期 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条

(3) 実績 (平成22年度～平成26年度)

(単位：名)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定に係る本省進達 (再申請を含む)	49	39	49	43	36
指定医の証の発行 (更新及び期限延長を含む)	184	183	211	167	154
指定不相当者への通知	6	4	6	1	1
指定医の証の再発行	0	7	5	3	3
辞退、変更届及び死亡届の受理	74	60	82	67	73

なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）の施行に伴い、本業務については、平成27年4月1日より都道府県に権限が移譲され、都道府県が行うこととなります。

11 公費負担を行う各種医療の指定医療機関の指定、監督業務

各種医療の指定医療機関は、公費負担医療を担当させるため各法律の規定に基づき、病院、診療所、薬局等の開設者の同意を得て指定します。指定医療機関は、各法律及び医療担当規定等に定められるところにより医療を担当します。

地方厚生局においては、指定、廃止・辞退の受理、変更届受理、指定の取消に関する業務を行います。また、指定・変更等があった際に告示することが法律で定められているものについては、必要な手続きを行います（参考資料4（5-1）、4（5-2）参照）。

（1）原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定医療機関

① 概要

指定医療機関とは、被爆者の原爆放射能に起因する疾病に対し、医療費を全額国費で給付する認定疾病医療において、認定疾病医療を担当させる医療機関として、厚生労働大臣が指定したものであり、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第76条により次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。

② 根拠法令等

ア 指定	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第12条第1項
イ 指定の取消	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第12条第3項
ウ 辞退の申出の受理	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第12条第2項及び同法施行令第13条
エ 変更・休止等の届出の受理	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第12条

③ 実績（平成22年度～平成26年度）

（単位：件）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定申請	0	2	2	0	0
指定の取消	0	0	0	0	0
辞退の申出の受理	0	2	0	2	1
変更・休止等	0	0	3	9	0

（2）母子保健法に基づく指定養育医療機関（国の開設するものに限る）

① 概要

指定養育医療機関とは、養育のために入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療を給付する病院若しくは診療所又は薬局等の医療機関として、国が開設したものについては厚生労働大臣が、それ以外のものについては都道府県知事が指定したものであり、母子保健法施行規則第15条により次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。

② 根拠法令等

ア 指定	母子保健法第20条第5項
イ 辞退の申出の受理	母子保健法第20条第7項において準用する児童福祉法第20条第7項
ウ 指定の取消	母子保健法第20条第7項において準用する児童福祉法第20条第8項

③ 実績（平成22年度～平成26年度）

（単位：件）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定申請	0	0	0	0	0
指定の取消	0	0	0	0	0
辞退、変更、廃止等	0	0	0	0	1

（3）児童福祉法に基づく指定療育機関（国の開設するものに限る）

① 概要

指定療育機関とは、結核に罹患している児童に対し、適切な医療を行うとともに学校教育に必要な学習用品や療養生活の指導に必要な日用品の支給を行う病院若しくは診療所又は薬局等の医療機関として、国が開設したものについては厚生労働大臣が、それ以外については都道府県知事が指定したものであり、児童福祉法施行規則第49条の8第1項により次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。

② 根拠法令等

- ア 指定 児童福祉法第20条第5項
- イ 辞退の申出の受理 児童福祉法第20条第7項
- ウ 指定の取消 児童福祉法第20条第8項

③ 実績（平成22年度～平成26年度）

（単位：件）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定申請	0	0	0	0	0
指定の取消	0	0	0	0	0
辞退、変更、廃止等	0	0	0	1	3

（4）生活保護法に基づく指定医療機関・指定介護機関（国の開設するものに限る）

① 概要

指定医療機関とは、困窮のために最低限度の生活を維持することができない者に対して行われる医療の給付を行う病院若しくは診療所又は薬局等の医療機関として、国が開設したものについては厚生労働大臣が、それ以外のものについては都道府県知事が指定したものです。

また、指定介護機関とは、困窮のために最低限度の生活を維持することができない要介護者等に対して行われる介護の給付を行う介護老人福祉施設等の介護機関として、国が開設したものについては厚生労働大臣が、それ以外のものについては都道府県知事が指定したものです。

生活保護法施行規則第23条によりこれらに関する次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。

なお、平成26年7月1日に施行された改正法により、これまで生活保護法の規定による指定を受けていた医療機関であっても平成27年6月30日までに改めて指定の申請が必要となり、その後も健康保険法による指定医療機関の指定有効期間の満了日にあわせて、生活保護法の規定による指定更新の手続きが必要となりました。

② 根拠法令等

ア 指定	生活保護法第49条及び第54条の2第1項
イ 指定更新	生活保護法第49条の3
ウ 変更、廃止等届出の受理	生活保護法第50条の2 (第54条の2第4項において準用する場合を含む)
エ 辞退の申出の受理	生活保護法第51条第1項 (第54条の2第4項において準用する場合を含む)
オ 指定の取消	生活保護法第51条第2項 (第54条の2第4項において準用する場合を含む)
カ 告示	生活保護法第55条の2

③ 実績（平成22年度～平成26年度）

（単位：件）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定申請	0	0	0	0	16
指定更新					0
変更、廃止等届出の受理	0	0	0	2	7
辞退の申出の受理	0	0	0	0	0
指定の取消	0	0	0	0	0

(5) 戦傷病者特別援護法に基づく指定医療機関

① 概要

指定医療機関とは、軍人軍属等であった者で公務上の負傷について厚生労働大臣が療養の必要があると認定した者に対して行われる公務上の疾病に対する療養の給付を行う病院若しくは診療所又は薬局等の医療機関として、厚生労働大臣が指定したものであり、戦傷病者特別援護法施行規則第16条の2第1項により次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。

② 根拠法令等

ア 指定	戦傷病者特別援護法第12条
イ 報告検査	戦傷病者特別援護法第16条第1項及び第17条第3項等

③ 実績（平成22年度～平成26年度）

（単位：件）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定申請	0	0	0	0	0
指定の取消	0	0	0	0	0
変更、廃止等届出	0	0	0	3	0

なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）の施行に伴い、本業務については、（4）を除き、平成27年4月1日より都道府県に権限が移譲され、都道府県が行うこととなります。

12 各地方厚生局に委任された補助金の交付等に関する業務

次の補助金等について、交付決定等の執行業務を行っています(参考資料4(6)、4(7-1)、4(7-2)参照)。

(1) 結核医療費国庫負担金

① 根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第61条

② 補助先

都道府県・指定都市・中核市

③ 補助事業の内容

都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う入院の勧告又は入院の措置を実施した患者(結核患者に限る)に対する医療に要する費用の一部を補助

(2) 結核医療費国庫補助金

① 根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条

② 補助先

都道府県・指定都市・中核市

③ 補助事業の内容

都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う結核患者に対する医療に要する費用等の一部を補助

(3) 原爆被爆者健康診断費交付金

① 根拠法令等

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条1項

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条

② 補助先

都道府県・広島市・長崎市

③ 補助事業の内容

都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する費用並びに被爆者健康手帳の交付に要する費用の交付

(4) 原爆被爆者手当交付金

① 根拠法令等

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条1項

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条

② 補助先

都道府県・広島市・長崎市

③ 補助事業の内容

都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の支給に要する費用並びに事務の処理に要する費用の交付

(5) 原爆被爆者葬祭料交付金

① 根拠法令等

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条1項
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条

② 補助先

都道府県・広島市・長崎市

③ 補助事業の内容

都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する費用並びに事務の
処理に要する費用の交付

(6) 児童扶養手当給付費国庫負担金

① 根拠法令等

児童扶養手当法第21条

② 補助先

都道府県・市・福祉事務所設置町村

③ 補助事業の内容

都道府県市等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担

(7) 児童保護措置費負担金（児童入所施設措置費等国庫負担金）

① 根拠法令等

児童福祉法第53条

② 補助先

都道府県・市・福祉事務所設置町村

③ 補助事業の内容

都道府県、指定都市等が行う児童等の施設入所、委託、保護、養育につき、児童福祉施設
最低基準を維持するために要する費用の一部を負担

(8) 児童保護措置費負担金（保育所運営費国庫負担金）

① 根拠法令等

児童福祉法第53条

② 補助先

市町村

③ 補助事業の内容

市町村が行う民間保育所の運営に必要な費用の一部を負担

なお、本負担金については、子ども・子育て支援新制度の施行により予算体系が見直され
て内閣府所管となるとともに、平成27年度予算分より、その執行業務も当局の事務から外れ
ます。

(9) 特別児童扶養手当事務取扱交付金

① 根拠法令等

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第14条

② 補助先

都道府県・市町村

- ③ 補助事業の内容
特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費についての交付

(10) 特別障害者手当等給付費国庫負担金

- ① 根拠法令等
特別児童扶養手当の支給に関する法律第25条及び第26条の5
- ② 補助先
都道府県・市・福祉事務所設置町村
- ③ 補助事業の内容
特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の支給に要する費用の一部を負担

(11) 一時保護所保護費負担金

- ① 根拠法令等
売春防止法第40条第1項、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条第1項
- ② 補助先
都道府県
- ③ 補助事業の内容
都道府県が行う婦人相談所による一時保護の実施に対する費用の一部を負担

(12) 婦人相談所運営費負担金

- ① 根拠法令等
売春防止法第40条第1項、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条第1項
- ② 補助先
都道府県
- ③ 補助事業の内容
都道府県が行う婦人相談所の運営に対する費用の一部を負担

(13) 婦人保護施設運営費補助金

- ① 根拠法令等
売春防止法第40条第2項、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条第2項
- ② 補助先
都道府県
- ③ 補助事業の内容
要保護女子等を婦人保護施設で収用保護するために要する費用の一部を補助

(14) 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金

① 根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第7条、第19条の10、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条、その他予算補助

② 補助先

都道府県、指定都市、中核市、市町村、非営利法人

③ 補助事業の内容

農村検診センター、特定感染症指定医療機関等の施設及び設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与する。

(15) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

① 根拠法令等

障害者自立支援法、児童福祉法、生活保護法等

② 補助先

都道府県・指定都市・中核市

③ 交付の目的

社会福祉法人等が整備する社会福祉施設の施設整備に要する費用に対して都道府県・指定都市・中核市が行う補助の一部を国が補助することにより、施設入所者等福祉の向上を図る。

(16) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

① 根拠法令等

地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第5条第2項

② 交付先

市町村

③ 交付の目的

市町村整備計画に基づく事業の実施に要する経費への交付（施設整備に関する交付）

(17) 地域介護・福祉空間整備推進交付金

① 根拠法令等

地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第5条第2項

② 交付先

市町村

③ 交付の目的

市町村整備計画に基づく事業の実施に要する経費への交付（設備整備に対する交付）

(18) 次世代育成支援対策施設整備交付金

① 根拠法令等

次世代育成支援対策推進法第11条第1項

② 交付先

都道府県・指定都市・中核市・市町村

③ 交付の目的

地方公共団体が次世代育成支援対策について整備計画を作成し、その計画に基づき、児童福祉施設等における施設環境改善、待機児童解消のための保育所整備等の推進を図ること等

に対し交付する。

(19) 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金

① 根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第7条、第19条の10、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条、その他予算補助

② 補助先

都道府県・指定都市・中核市

③ 交付の目的

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象により被害を受けた保健衛生施設等の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって地域の公衆衛生を確保する。

(20) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

① 根拠法令等

障害者自立支援法、児童福祉法、生活保護法、老人福祉法等

② 補助先

都道府県・指定都市・中核市

③ 交付の目的

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象により被害を受けた社会福祉施設等の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保する。

13 生活保護の医療扶助の適正実施に関する指導監査業務

(1) 概要

生活保護の実施に当たっては、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（生活保護法第4条）」こととされ、各種の社会保障施策による支援等の活用が前提となっています（他法他施策の優先）。

保護の内容は、生活扶助、住宅扶助及び医療扶助など大きく8種類の扶助に分かれています。このうち医療扶助（病気やケガなどをした場合に要する費用）に要した費用は、平成25年度で約1兆7千億円と極めて巨額となっており、扶助費全体に占める割合も半分近くに達しています。

一方で、医療扶助については、平成21年度に会計検査院が行った実地検査において、障害者自立支援法に基づく自立支援給付の適用を適切に行わないまま医療扶助を支給している事例が多数見られたことから、他法他施策の活用が適時適切に行われるよう是正改善を行うべき、との指摘を受けました。

こうした経過から、その改善など医療扶助について一層の適正化を図ることを目的として、平成22年度より、各地方厚生(支)局が各都道府県、指定都市、中核市に対して、生活保護の医療扶助の適正実施に関する指導監査を実施しています。

(2) 根拠法令等

- ① 生活保護法第23条
- ② 地方自治法第245条の4

(3) 実績

平成26年度は下記の自治体に対し指導監査を行い、必要な技術的助言を行いました。

12月 郡山市、いわき市、山形県、盛岡市、福島県

1月 青森市、青森県、仙台市、宮城県、岩手県、秋田市、秋田県

(4) 対象となる県等数

6県6市

14 各種養成施設の指定及び監督等に関する業務

国家資格、国家試験の受験資格を付与する医療分野、生活衛生分野、福祉分野の養成施設（養成所、養成機関）の指定や監督等を行っています。

養成施設は、それぞれの資格ごとに、次のように、①卒業や単位の取得により資格が得られるもの、②卒業や単位の取得により国家試験受験資格が得られるものがあります。

- ① 養成施設等の卒業や単位の取得により国家資格や任用資格が得られるもの
- ・生活衛生分野 栄養士、調理師、食品衛生管理者・食品衛生監視員*
 - ・福祉分野 保育士、介護福祉士、社会福祉主事*
(*は任用資格)
- ② 養成施設等の卒業や単位の取得により国家試験受験資格が得られるもの
- ・医療分野 救急救命士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士、保健師、助産師、看護師
 - ・生活衛生分野 管理栄養士、理容師、美容師、製菓衛生師
 - ・福祉分野 社会福祉士

※ 各種養成施設の名称及び課程数等は、参考資料4（8）を参照。

(1) 救急救命士養成所

ア 資格の概要

救急救命士とは、救急救命士法に基づく名称独占の資格であり、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|----------------------|
| ① 新規指定 | 救急救命士学校養成所指定規則第2条 |
| ② 変更承認 | 救急救命士学校養成所指定規則第3条第1項 |
| ③ 変更届出 | 救急救命士学校養成所指定規則第3条第3項 |
| ④ 報告 | 救急救命士学校養成所指定規則第5条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 救急救命士学校養成所指定規則第6条 |
| ⑥ 指定取消申請 | 救急救命士学校養成所指定規則第8条 |
| ⑦ 指定取消 | 救急救命士学校養成所指定規則第7条 |

ウ 実績（平成22年度～平成26年度）

（単位：件）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
① 新規指定	1	0	0	0	0
② 変更承認	0	0	3	2	1
③ 届出受理	0	0	0	0	1
④ 指定取消	0	0	0	0	0
⑤ 実地調査	0	1	0	0	0

(2) 臨床検査技師養成所

ア 資格の概要

臨床検査技師とは、臨床検査技師等に関する法律に基づく名称独占の資格であり、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|-------------------------|
| ① 新規指定 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第11条 |
| ② 変更承認 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第12条第1項 |
| ③ 変更届出 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第12条第2項 |
| ④ 報告 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第13条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第14条 |
| ⑥ 指定取消申請 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第16条 |
| ⑦ 指定取消 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第15条 |

ウ 実績（平成22年度～平成26年度）

（単位：件）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
① 新規指定	0	0	0	0	0
② 変更承認	0	0	0	0	0
③ 届出受理	0	0	0	0	0
④ 指定取消	0	0	0	0	0
⑤ 実地調査	0	0	0	0	0

(3) 理学療法士作業療法士養成施設

ア 資格の概要

理学療法士とは、理学療法士及び作業療法士法に基づく名称独占の資格であり、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に理学療法を行うことを業とする者のことです。

作業療法士とは、理学療法士及び作業療法士法に基づく名称独占の資格であり、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に作業療法を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|-------------------------|
| ① 新規指定 | 理学療法士及び作業療法士法施行令第10条 |
| ② 変更承認 | 理学療法士及び作業療法士法施行令第11条第1項 |
| ③ 変更届出 | 理学療法士及び作業療法士法施行令第11条第2項 |
| ④ 報告 | 理学療法士及び作業療法士法施行令第12条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 理学療法士及び作業療法士法施行令第13条 |
| ⑥ 指定取消申請 | 理学療法士及び作業療法士法施行令第15条 |
| ⑦ 指定取消 | 理学療法士及び作業療法士法施行令第14条 |

ウ 実績（平成 22 年度～平成 26 年度）

（単位：件）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定	1	1	0	0	2
② 変更承認	19	19	17	15	20
③ 届出受理	2	2	1	1	3
④ 指定取消	1	0	0	0	2
⑤ 実地調査	0	1	3	4	1

（4）視能訓練士養成所

ア 資格の概要

視能訓練士とは、視能訓練士法に基づく名称独占の資格であり、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|------------------|
| ① 新規指定 | 視能訓練士法施行令第11条 |
| ② 変更承認 | 視能訓練士法施行令第12条第1項 |
| ③ 変更届出 | 視能訓練士法施行令第12条第2項 |
| ④ 報告 | 視能訓練士法施行令第13条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 視能訓練士法施行令第14条 |
| ⑥ 指定取消申請 | 視能訓練士法施行令第16条 |
| ⑦ 指定取消 | 視能訓練士法施行令第15条 |

ウ 実績（平成 22 年度～平成 26 年度）

（単位：件）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定	1	0	0	0	0
② 変更承認	1	2	1	2	1
③ 届出受理	0	0	0	0	0
④ 指定取消	0	0	0	0	0
⑤ 実地調査	0	1	0	0	0

（5）臨床工学技士養成所

ア 資格の概要

臨床工学技士とは、臨床工学技士法に基づく名称独占の資格であり、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作（生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるものを含む。）及び保守点検を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 臨床工学技士学校養成所指定規則第 2 条
- ② 変更承認 臨床工学技士学校養成所指定規則第 3 条第 1 項
- ③ 変更届出 臨床工学技士学校養成所指定規則第 3 条第 3 項
- ④ 報告 臨床工学技士学校養成所指定規則第 5 条
- ⑤ 報告徴収及び指示 臨床工学技士学校養成所指定規則第 6 条
- ⑥ 指定取消申請 臨床工学技士学校養成所指定規則第 8 条
- ⑦ 指定取消 臨床工学技士学校養成所指定規則第 7 条

ウ 実績（平成 22 年度～平成 26 年度）

（単位：件）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定	0	0	0	0	0
② 変更承認	2	0	2	1	0
③ 届出受理	0	0	0	0	0
④ 指定取消	0	0	0	0	0
⑤ 実地調査	0	0	0	0	0

(6) 言語聴覚士養成所

ア 資格の概要

言語聴覚士とは、言語聴覚士法に基づく名称独占の資格であり、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害がある者について、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 言語聴覚士学校養成所指定規則第 2 条
- ② 変更承認 言語聴覚士学校養成所指定規則第 3 条第 1 項
- ③ 変更届出 言語聴覚士学校養成所指定規則第 3 条第 3 項
- ④ 報告 言語聴覚士学校養成所指定規則第 5 条
- ⑤ 報告徴収及び指示 言語聴覚士学校養成所指定規則第 6 条
- ⑥ 指定取消申請 言語聴覚士学校養成所指定規則第 8 条
- ⑦ 指定取消 言語聴覚士学校養成所指定規則第 7 条

ウ 実績（平成 22 年度～平成 26 年度）

（単位：件）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定	0	0	0	0	0
② 変更承認	4	5	5	2	6
③ 届出受理	0	0	1	0	0
④ 指定取消	1	0	0	0	0
⑤ 実地調査	0	0	0	0	0

(7) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師養成施設

ア 資格の概要

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等に関する法律に基づく業務独占の資格であり、医師又はそれぞれの免許を受けた者でなければ、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業としてはならないとされています。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| ① 新規認定 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第2条 |
| ② 変更承認 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第3条第1項 |
| ③ 変更届出 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第3条第2項 |
| ④ 報告 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第4条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第5条 |
| ⑥ 認定取消申請 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第7条 |
| ⑦ 認定取消 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第6条 |

ウ 実績（平成22年度～平成26年度）

（単位：件）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
① 新規認定	0	0	0	0	0
② 変更承認	2	2	1	2	4
③ 届出受理	2	2	2	2	1
④ 認定取消	1	0	0	1	0
⑤ 実地調査	0	0	1	0	0

(8) 柔道整復師養成施設

ア 資格の概要

柔道整復師とは、柔道整復師法に基づく業務独占の資格であり、柔道整復を業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|--------|-----------------|
| ① 新規指定 | 柔道整復師法施行令第3条 |
| ② 変更承認 | 柔道整復師法施行令第4条第1項 |
| ③ 変更届出 | 柔道整復師法施行令第4条第2項 |
| ④ 報告 | 柔道整復師法施行令第5条 |

- ⑤ 報告徴収及び指示 柔道整復師法施行令第6条
- ⑥ 指定取消申請 柔道整復師法施行令第8条
- ⑦ 指定取消 柔道整復師法施行令第7条

ウ 実績（平成22年度～平成26年度） （単位：件）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
① 新規指定	0	0	0	0	0
② 変更承認	2	1	4	3	3
③ 届出受理	2	2	2	4	2
④ 指定取消	0	0	0	0	0
⑤ 実地調査	0	0	2	1	0

(9) 歯科衛生士養成所

ア 資格の概要

歯科衛生士とは、歯科衛生士法に基づく名称独占の資格であり、歯科衛生士の名称を用いて、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。）の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として法に定める行為を行うことを業とする者のことです。また、歯科診療の補助をなすこと及び歯科保健指導をなすことを業とすることができます。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 歯科衛生士法施行令第3条
- ② 変更承認 歯科衛生士法施行令第4条第1項
- ③ 変更届出 歯科衛生士法施行令第4条第2項
- ④ 報告 歯科衛生士法施行令第5条
- ⑤ 報告徴収及び指示 歯科衛生士法施行令第6条第1項及び第7条
- ⑥ 指定取消 歯科衛生士法施行令第8条

ウ 実績（平成22年度～平成26年度） （単位：件）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
① 新規指定	0	0	0	0	0
② 変更承認	12	9	12	14	13
③ 届出受理	1	1	2	5	8
④ 指定取消	0	0	0	0	0
⑤ 実地調査	1	0	0	2	0

(10) 歯科技工士養成所

ア 資格の概要

歯科技工士とは、歯科技工士法に基づく業務独占の資格であり、歯科技工士の名称を用いて、歯科医師の指示により、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 歯科技工士法施行令第10条
- ② 変更承認 歯科技工士法施行令第11条第1項
- ③ 変更届出 歯科技工士法施行令第11条第2項
- ④ 報告 歯科技工士法施行令第12条
- ⑤ 報告徴収及び指示 歯科技工士法施行令第13条第1項及び第14条
- ⑥ 指定取消申請 歯科技工士法施行令第16条
- ⑦ 指定取消 歯科技工士法施行令第15条

ウ 実績（平成22年度～平成26年度）

（単位：件）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
① 新規指定	0	0	0	0	0
② 変更承認	1	0	0	1	0
③ 届出受理	1	0	1	3	2
④ 指定取消	0	0	0	0	0
⑤ 実地調査	0	0	0	1	0

(11) 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所

ア 資格の概要

保健師とは、保健師助産師看護師法に基づく名称独占の資格であり、保健師の名称を用いて保健指導に従事することを業とする者のことです。

助産師とは、保健師助産師看護師法に基づく業務独占の資格であり、助産師の名称を用いて助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子のことです。

看護師とは、保健師助産師看護師法に基づく業務独占の資格であり、看護師の名称を用いて傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 保健師助産師看護師法施行令第12条
- ② 変更承認 保健師助産師看護師法施行令第13条第1項
- ③ 変更届出 保健師助産師看護師法施行令第13条第2項
- ④ 報告 保健師助産師看護師法施行令第14条
- ⑤ 報告徴収及び指示 保健師助産師看護師法施行令第15条
- ⑥ 指定取消申請 保健師助産師看護師法施行令第17条
- ⑦ 指定取消 保健師助産師看護師法施行令第16条

ウ 実績（平成 22 年度～平成 26 年度）

（単位：件）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定	0	0	1	0	0
② 変更承認	14	24	18	23	22
③ 届出受理	14	9	8	21	19
④ 指定取消	0	0	1	0	0
⑤ 募集停止届受理	2	2	0	0	0
⑥ 実地調査	4	5	6	7	1

(12) 栄養士養成施設

ア 資格の概要

栄養士とは、栄養士法に基づく名称独占の資格であり、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 栄養士法施行令第 9 条及び第 10 条
- ② 変更承認 栄養士法施行令第 12 条
- ③ 変更届出 栄養士法施行令第 14 条
- ④ 報告 栄養士法施行令第 13 条
- ⑤ 報告徴収及び指示 栄養士法施行規則第 14 条
- ⑥ 廃止届出 栄養士法施行令第 15 条
- ⑦ 指定取消 栄養士法施行令第 16 条

ウ 実績（平成 22 年度～平成 26 年度）

（単位：件）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定	0	0	1	1	2
② 変更承認	6	6	2	3	3
③ 届出受理	5	3	1	3	1
④ 指定取消	0	0	0	0	0
⑤ 実地調査	3	1	1	6	2

(13) 管理栄養士養成施設

ア 資格の概要

管理栄養士とは、栄養士法に基づく名称独占の資格であり、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 栄養士法施行令第9条及び第11条
- ② 変更承認 栄養士法施行令第12条
- ③ 変更届出 栄養士法施行令第14条
- ④ 報告 栄養士法施行令第13条
- ⑤ 報告徴収及び指示 栄養士法施行規則第14条
- ⑥ 廃止届出 栄養士法施行令第15条
- ⑦ 指定取消 栄養士法施行令第16条

ウ 実績（平成22年度～平成26年度）

（単位：件）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
① 新規指定	0	0	0	1	1
② 変更承認	2	1	0	2	3
③ 届出受理	0	2	1	1	1
④ 指定取消	0	0	0	0	0
⑤ 実地調査	2	0	1	1	1

(14) 調理師養成施設

ア 資格の概要

調理師とは、調理師法に基づく名称独占の資格であり、調理師の名称を用いて調理の業務に従事することができる者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 調理師法施行令第1条の2
- ② 変更承認 調理師法施行令第1条の33
- ③ 変更届出 調理師法施行令第1条の55
- ④ 報告 調理師法施行令第1条の4
- ⑤ 報告徴収及び指示 調理師法施行規則第10条
- ⑥ 入学資格及び調理師試験の受験資格に係る学力の認定 調理師法施行規則附則第3項第7号
- ⑦ 指定取消 調理師法施行規則第11条

ウ 実績（平成22年度～平成26年度）

（単位：件）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
① 新規指定	1	0	0	1	0
② 変更承認	0	0	0	0	1
③ 届出受理	5	0	2	1	1
④ 指定取消	0	0	0	0	0
⑤ 実地調査	2	1	1	1	0

(15) 理容師・美容師養成施設

ア 資格の概要

理容師とは、理容師法に基づく業務独占の資格であり、理容師の名称を用いて、理容を行うことを業とする者のことです。

美容師とは、美容師法に基づく業務独占の資格であり、美容師の名称を用いて、美容を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 理容師養成施設指定規則第3条及び第4条（理容師養成施設）
美容師養成施設指定規則第2条及び第3条（美容師養成施設）
- ② 変更承認 理容師養成施設指定規則第6条（理容師養成施設）
美容師養成施設指定規則第5条（美容師養成施設）
- ③ 変更届出 理容師養成施設指定規則第8条（理容師養成施設）
美容師養成施設指定規則第7条（美容師養成施設）
- ④ 報告 理容師養成施設指定規則第9条及び第10条（理容師養成施設）
美容師養成施設指定規則第8条及び第9条（美容師養成施設）
- ⑤ 報告徴収及び指示 理容師養成施設指定規則第12条（理容師養成施設）
美容師養成施設指定規則第11条（美容師養成施設）
- ⑥ 入学資格認定 理容師法施行規則附則第7条及び第8条（理容師養成施設）
美容師法施行規則附則第7条及び第8条（美容師養成施設）
- ⑦ 指定取消 理容師養成施設指定規則第13条（理容師養成施設）
美容師養成施設指定規則第12条（美容師養成施設）

ウ 実績（平成22年度～平成26年度）

（単位：件）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
① 新規指定(理容)	0	0	0	0	0
(美容)	0	0	0	0	0
② 廃止承認(理容)	0	1	0	1	0
(美容)	0	0	0	1	0
③ 変更承認(理容)	0	1	0	0	1
(美容)	3	2	0	1	4
④ 届出受理(理容)	23	24	20	21	20
(美容)	23	39	40	33	27
⑤ 実地調査(理容)	0	0	0	0	0
(美容)	0	0	0	0	1

(16) 製菓衛生師養成施設

ア 資格の概要

製菓衛生師とは、製菓衛生師法に基づく名称独占の資格であり、製菓衛生師の名称を用いて菓子製造業に従事する者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 製菓衛生師法施行令第19条及び第20条
- ② 変更承認 製菓衛生師法施行令第21条
- ③ 変更届出 製菓衛生師法施行令第21条
- ④ 報告徴収及び指示 製菓衛生師法施行令第22条
- ⑤ 指定取消申請 製菓衛生師法施行令第24条
- ⑥ 指定取消 製菓衛生師法施行令第23条

ウ 実績（平成 22 年度～平成 26 年度）

（単位：件）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定	0	1	1	0	0
② 変更承認	0	0	0	0	0
③ 届出受理	8	2	1	2	1
④ 指定取消	0	0	0	0	0
⑤ 実地調査	0	0	10	1	0

(17) 食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設

ア 資格の概要

食品衛生管理者は、特に衛生上の考慮を必要とする食品（乳製品、食肉製品、食用油脂等）及び食品添加物などを製造又は加工する施設毎に配置が義務づけられています。

食品衛生管理者の資格要件の一つに、厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を終了した者が規定されています。

食品衛生監視員は、国（厚生労働大臣）、都道府県知事、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長が任命し、食品衛生法に基づき食品関係営業の施設の監視指導等の職務を行うことができる任用資格です。

食品衛生監視員の資格要件の一つに、厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において所定の課程を修了したものが規定されています。

イ 根拠法令等

- ① 新規登録 食品衛生法施行令第14条及び15条
- ② 変更届出 食品衛生法施行令第16条
- ③ 報告徴収 食品衛生法施行令第17条
- ④ 登録取消申請 食品衛生法施行令第19条
- ⑤ 登録取消 食品衛生法施行令第 18 条

ウ 実績（平成 22 年度～平成 26 年度）

（単位：件）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規登録	1	0	0	0	1
② 登録取消受理	1	0	0	0	0
③ 届出受理	14	18	9	12	13
④ 登録取消	0	0	0	0	2
⑤ 実地調査	2	6	0	0	1

(18) 指定保育士養成施設

ア 資格の概要

保育士とは、児童福祉法に基づく名称独占の資格であり、同法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|-------------|----------------------|
| ① 新規指定 | 児童福祉法施行令第 5 条第 2 項 |
| ② 変更承認 | 児童福祉法施行令第 5 条第 3 項 |
| ③ 変更届出 | 児童福祉法施行令第 5 条第 4 項 |
| ④ 報告 | 児童福祉法施行令第 5 条第 5 項 |
| ⑤ 報告徴収及び検査等 | 児童福祉法第 18 条の 7 第 1 項 |
| ⑥ 指定取消申請 | 児童福祉法施行令第 5 条第 7 項 |
| ⑦ 指定取消 | 児童福祉法施行令第 5 条第 6 項 |

ウ 実績（平成 22 年度～平成 26 年度）

（単位：件）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定	0	1	2	1	2
② 変更承認	41	6	6	9	13
③ 変更届出	9	3	13	7	9
④ 指定取消	1	0	2	1	0
⑤ 実地調査	7	3	4	3	2

(19) 社会福祉士養成施設等

ア 資格の概要

社会福祉士とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に基づく名称独占の資格であり、同法第 28 条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|----------------------------|
| ① 新規指定 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第 3 条 |
| ② 変更承認 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第 4 条第 1 項 |
| ③ 変更届出 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第 4 条第 2 項 |
| ④ 報告 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第 5 条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第 6 条 |
| ⑥ 指定取消申請 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第 8 条 |
| ⑦ 指定取消 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第 7 条 |

ウ 実績（平成 22 年度～平成 26 年度）

（単位：件）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定	0	0	1	1	1
② 変更承認	0	0	0	0	0
③ 変更届出	0	0	0	2	4
④ 指定取消	0	0	0	0	0
⑤ 実地調査	0	0	0	0	0

(20) 介護福祉士養成施設等

ア 資格の概要

介護福祉士とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に基づく名称独占の資格であり、同法第 42 条第 1 項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、その者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者のことです。

介護福祉士となるためには、次の①、②のいずれかに該当し、その後、指定登録機関に申請し、介護福祉士登録簿に氏名、生年月日等の登録を受けなければなりません。指定登録機関は介護福祉士の登録をしたときは、申請者に介護福祉士登録証を交付することとされています。

なお、「3年以上介護等の業務従事者」にかかる介護福祉士の受験資格については、6ヶ月以上の「実務者研修」の修了が求められる方向です（平成 28 年度から実施予定）。

- ① 文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設を卒業した者
- ② 介護福祉士試験に合格した者

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第 3 条（介護福祉士養成施設等）、社会福祉士及び介護福祉士法附則第 2 条（福祉系高等学校等）
- ② 変更承認 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第 4 条第 1 項、社会福祉士及び介護福祉士法附則第 3 条（福祉系高等学校等）
- ③ 変更届出 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第 4 条第 2 項
- ④ 報告 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第 5 条
- ⑤ 報告徴収及び指示 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第 6 条
- ⑥ 指定取消申請 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第 8 条
- ⑦ 指定取消 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第 7 条

ウ 実績（平成 22 年度～平成 26 年度）

（介護福祉士養成施設等）福祉系高等学校等含む

（単位：件）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定	0	1	2	1	2
② 変更承認	7	2	1	2	4
③ 変更届出	61	44	63	48	76
④ 指定取消	2	2	1	4	2
⑤ 実地調査	5	7	4	4	2

（実務者研修）

（単位：件）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定			5	10	16
② 変更承認			0	2	2
③ 変更届出			1	1	18

(21) 社会福祉主事養成機関等

ア 資格の概要

社会福祉主事とは、福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格（任用資格）であり、社会福祉施設職員等の資格にも準用されています。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 社会福祉主事養成機関等指定規則第 3 条及び第11条
- ② 変更承認 社会福祉主事養成機関等指定規則第 4 条第 1 項及び第12条第 1 項
- ③ 変更届出 社会福祉主事養成機関等指定規則第 4 条第 2 項及び第12条第 2 項
- ④ 報告 社会福祉主事養成機関等指定規則第 6 条及び第14条
- ⑤ 報告徴収及び指示 社会福祉主事養成機関等指定規則第 7 条及び第15条
- ⑥ 指定取消申請 社会福祉主事養成機関等指定規則第 9 条及び第17条
- ⑦ 指定取消 社会福祉主事養成機関等指定規則第 8 条及び第16条

ウ 実績（平成 22 年度～平成 26 年度）

（社会福祉主事養成機関）

（単位：件）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定	1	0	0	0	0
② 変更承認	1	0	1	0	1
③ 変更届出	6	3	7	8	3
④ 指定取消	0	2	0	0	0
⑤ 実地調査	1	1	0	0	0

(社会福祉主事指定講習会)

(単位：件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 変更届出	0	0	0	0	0
② 事業報告	1	0	1	1	1

(22) その他の養成施設

次の養成施設については、平成 26 年度末現在、東北厚生局管内にはありません。

診療放射線技師養成施設、義肢装具士養成施設、食鳥処理衛生管理者養成施設、身体障害者福祉司養成施設、知的障害者福祉司養成施設、児童福祉司養成施設及び児童福祉施設職員養成施設、精神保健福祉士養成施設

なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 4 次一括法）の施行に伴い、以下の養成施設に関する指定及び監督に関する業務については、平成 27 年 4 月 1 日より都道府県に権限が移譲され、都道府県が行うこととなります。

- (1) 救急救命士養成所
- (2) 臨床検査技師養成所
- (3) 理学療法士作業療法士養成施設
- (4) 視能訓練士養成所
- (5) 臨床工学技士養成所
- (6) 言語聴覚士養成所
- (7) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師養成施設のうち、はり師・きゅう師養成施設
- (8) 柔道整復師養成施設
- (9) 歯科衛生士養成所
- (10) 歯科技工士養成所
- (11) 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所
- (12) 調理師養成施設
- (13) 理容師・美容師養成施設
- (14) 製菓衛生師養成施設
- (15) 食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設
- (16) 社会福祉士養成施設等（文部科学大臣との共管である大学等は除く。）
- (17) 介護福祉士養成施設等（文部科学大臣との共管である大学等は除く。）
- (18) 社会福祉主事養成機関等
- (19) その他の養成施設

診療放射線技師養成施設、義肢装具士養成施設、食鳥処理衛生管理者養成施設、身体障害者福祉司養成施設、知的障害者福祉司養成施設、児童福祉司養成施設、精神保健福祉士養成施設

15 看護教育に関する業務

(1) 保健師助産師看護師実習指導者講習会（特定分野）

本講習会は、特定分野において、老人保健施設や訪問看護ステーション等の病院以外の実習施設で実習指導の任にある者、又は将来これらの施設で実習指導者となる予定の者が、実習指導の意義及び実習指導者としての役割を理解するとともに、実習における効果的な指導のために必要な知識・技術を修得することを目的として、地方厚生局が行うものです。

特定分野とは、保健師養成所における地域看護学、助産師養成所における助産学、看護師養成所における老年看護学、小児看護学、母性看護学及び在宅看護論、准看護師養成所における老年看護及び母子看護のことです。

(2) 開催実績

期 間：平成 26 年 9 月 9 日～9 月 19 日（土・日を除く 8 日間）

場 所：東北厚生局会議室（花京院スクエア 16 階）

受講者数：30 名

(3) 講習科目と時間数：

【教育及び看護に関する科目】

「教育原理・教育心理」	3 時間
「教育方法・評価方法」	3 時間
「看護教育課程」	3 時間
「実習指導の原理」	3 時間

【実習指導に関する科目】

「実習指導の実際Ⅰ（講義）」	6 時間
「実習指導の実際Ⅱ（演習）」	24 時間
計	42 時間

なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 4 次一括法）の施行に伴い、本業務については、平成 27 年 4 月 1 日より都道府県に権限が移譲され、都道府県が行うこととなります。

16 社会福祉に関する科目を定める省令第4条に規定する実習演習科目の確認に関する事務

(1) 概要

社会福祉士資格を取得するには、いわゆる福祉系4年制大学卒業者（指定科目履修）、社会福祉士指定養成施設卒業者等で、社会福祉士国家試験に合格し登録することが必要です。

これらの社会福祉士資格の取得方法のうち、福祉系大学等においては、これまで厚生労働大臣が指定した社会福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を取得して卒業すれば社会福祉士試験の受験資格を得られましたが、平成19年度に資格取得方法や指定科目等の見直しが行われました。

福祉系大学等において開講する文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める指定科目のうち、いわゆる実習・演習系の科目の教育内容等について新たに基準が設けられ、実習・演習教育の質を担保していく制度が平成21年度から導入されました。

(2) 根拠法令等

- ① 実習演習科目の確認 社会福祉に関する科目を定める省令第5条第1項
- ② 変更届 社会福祉に関する科目を定める省令第6条第1項
- ③ 確認の取消 社会福祉に関する科目を定める省令第7条

(3) 実績（平成22年度～平成26年度）

（単位：件）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
① 実習演習科目の確認	1	1	0	0	0
② 変更届	25	25	31	40	38
③ 確認の取消	1	1	0	1	0

(4) 大学等確認申請確認済み校

17校23課程

17 介護技術講習会の実施届出等の受理に関する事務

(1) 概要

介護福祉士試験を取り巻く現状は、実技試験の受験者が年々増大しており、試験の実施体制等が課題となるとともに、受験する実務経験者等の質の向上も重要な課題となっています。

このため、介護福祉士試験の受験者の申請に応じ、介護福祉士指定養成施設等において行う介護等に関する専門的技術についての講習を修了した者については実技試験を免除する制度が平成 17 年度から導入されました。

東北厚生局においては、管内の介護福祉士養成施設等から届け出されている介護技術講習会の実施届書、変更届書、実施報告書を内容確認の上受理しています。

(2) 根拠法令等

- | | |
|----------|----------------------------|
| ① 実技試験免除 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第22条第3項 |
| ② 実施要件 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第23条の2第1項 |
| ③ 実施届 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第23条の2第2項 |
| ④ 変更届 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第23条の2第3項 |
| ⑤ 報告 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第23条の2第4項 |

(3) 実績（平成 22 年度～平成 26 年度）

（単位：件）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 変更届	6	2	2	1	0
② 講習会実施届 （翌年度実施分）	24	23	21	23	22

(参考)

権限移譲に伴う健康福祉課の所掌業務

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第4次一括法)の施行に伴う都道府県への事務・権限移譲により、主な健康福祉課の所掌業務は以下のとおりとなっています。

平成27年3月まで

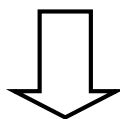
【健康福祉係】

- ・ 都道府県の区域を越えて活動する中小企業等協同組合及び消費生活協同組合の設立認可、定款変更認可等の指導監督業務
- ・ 改正感染症法の施行に伴う病原体等の管理
- ・ 生活衛生同業組合の振興計画の認定業務
- ・ 児童扶養手当の支給事務に関する都道府県及び市町村の指導(技術的助言)に関する業務
- ・ 県等が設置する保護施設の指導監査関係及び県等が行う生活保護法による保護施設の指導監査に対する技術的助言
- ・ 民生委員・児童委員の委・解嘱及び表彰業務
- ・ 特別弔慰金国庫債券の特別買上償還の証明書交付業務
- ・ 精神保健指定医の指定等業務
- ・ 公費負担を行う各種医療の指定医療機関の指定、監督業務
(生活保護法に基づく指定医療・介護機関、母子保健法に基づく指定養育医療機関、児童福祉法に基づく指定療育機関、戦傷病者特別援護法及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定医療機関)
- ・ 補助金の交付等に関する業務
- ・ 生活保護の医療扶助の適正実施に関する指導監査業務

【保健係】

- ・ 各養成施設等(一部を除く)の指定及び監督等に関する業務
- ・ 看護教育に関する業務

※下線は権限移譲対象の業務



平成27年4月以降

【健康福祉係】

- ・ 改正感染症法の施行に伴う病原体等の管理
- ・ 児童扶養手当の支給事務に関する都道府県及び市町村の指導(技術的助言)に関する業務
- ・ 県等が設置する保護施設の指導監査関係及び県等が行う生活保護法による保護施設の指導監査に対する技術的助言
- ・ 民生委員・児童委員の委・解嘱及び表彰業務
- ・ 生活保護法に基づく指定医療・介護機関の指定、監督業務(国開設に限る)
- ・ 補助金の交付等に関する業務
- ・ 生活保護の医療扶助の適正実施に関する指導監査業務

【保健係】

- ・ 各養成施設等(一部)の指定及び監督等に関する業務
(栄養士・管理栄養士・保育士・介護福祉士(大学等文部科学省と共管のもの)・社会福祉士(社会福祉士国家試験受験資格が取得可能な大学等)・あん摩マッサージ指圧師の各養成施設に限る)